平成２９年（フ）第１４号
群馬県みどり市大間々町大間々739番地10
破産者　板橋まつ代
1　決定年月日　平成29年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第１５号
群馬県みどり市笠懸町阿左美1064番地９
ク・ラージュ101
破産者　板橋　俊介
1　決定年月日　平成29年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第２０８号
埼玉県越谷市大字大房844番地４、旧住所福岡県柳川市三橋町百町1445番地６
破産者　大坪幸之助
1　決定年月日　平成29年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３８８号
埼玉県越谷市レイクタウン５丁目20番地５
オーブⅡ204号、開始決定時の住民票上の住所北海道函館市高盛町13番２号
破産者　岩崎　修二
1　決定年月日　平成29年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３９１号
埼玉県越谷市大字袋山1320番地１　エントピア輝202、旧住所埼玉県春日部市大枝999番地12
破産者　高橋美和子
1　決定年月日　平成29年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４２９号
埼玉県越谷市赤山町５丁目７番47号　ペアハイツ越谷２―407
破産者　北島　直樹
1　決定年月日　平成29年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４５０号
静岡県浜松市東区薬師町606番地の４
破産者　**廣**野　勝己
1　決定年月日　平成29年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第６０号
兵庫県宍粟市山崎町今宿145―２　さつきマンション701号
破産者　黒田　秋子
1　決定年月日　平成29年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第６６８号
広島市安佐北区落合南１丁目37番１―202号
破産者　長尾　貴史
1　決定年月日　平成29年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３５５号
福岡県久留米市三潴町高三潴1903番地　206号室、住民票上の住所福岡県筑紫野市大字牛島473番地39
破産者　高柳　喬平
1　決定年月日　平成29年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４０号
長崎県南島原市有家町中須川76番地２、申立時の住所長崎県島原市南柏野町2987番地
破産者　陶山　雄二
1　決定年月日　平成29年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第１１７号
青森県平川市新館藤山68番地２
破産者　葛西テルヱ
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第８６号
青森県黒石市柵ノ木１丁目63番地　佐々木アパート12号室
破産者　齋藤　千世（旧姓笹森）
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第１７８号
秋田県潟上市天王字二田29番地31
破産者　菊地　弘美
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９４５号
横浜市港北区樽町１丁目１番２―213号
破産者　志摩　浩司
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４号
新潟県十日町市倉俣甲1459番地１
破産者　斎喜　俊二
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第５号
新潟県十日町市倉俣甲1459番地１
破産者　斎喜　雅基
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第６号
新潟県十日町市倉俣甲1459番地１
破産者　斎喜喜代子
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
岐阜県安八郡神戸町大字神戸883番地の２
破産者　北村　雅子
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係